

B E L C A

外壁診断総合保険のご案内

(施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険／請負業者賠償責任保険)

平成29年2月

公益社団法人 ロングライフビル推進協会 (BELCA)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

目 次

- 1. 外壁診断管理保険 . . . P. 1
施設所有者および診断企業の安心のための保険
(施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)
- 2. 外壁診断業保険 . . . P. 7
診断企業の安心のための保険
(請負業者賠償責任保険)
- (付) 資料 (保険のあらまし) . . . P. 11

1. 外壁診断管理保険

—施設所有者および診断企業の安心のための保険—
(施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

外壁診断管理保険

—施設所有者および診断企業の安心のための保険—

I. 外壁診断管理保険の目的

外壁等の落下事故は、平成 25 年度から 27 年度の 3 年間に報道されているだけでも 25 件にのぼり、タイル、石貼り等の外壁等について診断し、適切に補修を行うことが重要な社会的課題となっており、一層、外壁診断の普及が求められているところであります。

外壁診断によって補修が必要と判断された場合、通常、その建築物の所有者において資金の準備等に相当の時間を要します。このため、補修の準備等をしている間に外壁落下事故が発生して第三者に損害を与え、建築物の所有者が損害賠償しなければならない事態も発生することが考えられます。特に、区分所有している場合には、多数の区分所有者の賛同を得て補修の準備等をするまでには相応の時間が必要となります。

「外壁診断管理保険」は、このようなことに対応して、保険加入している診断会社による外壁診断後 2 年間のうちであれば、補修の準備等を行っている間に発生した外壁落下事故により建築物の所有者が第三者への損害賠償によって被る損害について保険金を支払う損害保険で、外壁診断の普及に寄与するものであります。

II. 外壁診断管理保険の概要

1. 保険の概要と責任主体

- 1) この保険は、公益社団法人 ロングライフビル推進協会（以下「BELCA」という。）が保険契約者となって、会員診断企業の建築仕上診断技術者（ビルディングドクター（非構造））が診断し、かつ、BELCA への診断実施の通知を行った日本国内の建物の外壁を対象とする保険です。
- 2) この保険は、対象となる建物の外壁について、診断後偶然な事故が発生し、他人の身体の障害または財物の損壊が生じたことにより、その施設所有者が法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害に対して保険金を支払うものです。
- 3) 診断企業が被害者救済という観点から、所有者の行うべき保険手配（実質的には保険料負担）を肩代わりする仕組みとしています。

2. 保険期間、保険責任期間、保険の対象となる外壁、被保険者

- 1) 保険期間 … 平成 29 年 4 月 1 日午後 4 時から平成 30 年 4 月 1 日午後 4 時まで
- 2) 保険責任期間 … 対象施設において外壁診断が開始されたときからその外壁の補修が被保険者または他人により開始されたときまで（ただし、診断が開始されたときから 2 年間を限度とします。）
- 3) 保険の対象 … BELCA 会員の診断企業により診断され、かつ BELCA に通知された全ての外壁（ただし、保険期間内に診断が開始された外壁で、タイル・モルタル塗り、石張り等を問わないものとします。）
- 4) 加入者 … BELCA 会員
- 5) 被保険者 … ①診断を発注した施設の所有者および区分所有者で構成する管理組合（施設特約）②診断企業（施設特約・生産物特約）

3. 支払われる保険金

この保険では主に以下のような費用に対する保険金を、被保険者である関係の施設所有者または診断企業にお支払いします。なお、身体（対人）賠償・財物（対物）賠償ともに自己負担額はありません。

ただし、事故の場合に支払われる保険金の限度額（支払限度額）は、身体（対人）賠償・財物（対物）賠償合算で1事故あたり3億円、BELCA全体で保険期間中10億円が限度です。

- ①被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償等の損害賠償金
- ②被害者の財物の損害については時価額ベースでの修理費・再調達費等
- ③被害者に対する応急手当・緊急措置等の損害防止軽減に必要な費用
- ④訴訟・仲裁・和解または調停について損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出する費用

など

4. 支払いの対象となる事故の例

- ①外壁が老朽化のために崩れ落ち通行人が死傷した。
- ②外壁が落ちて、そばに駐車してあった自動車が損壊した。
- ③外壁から突起物が出ていたため、それによって通行人の服が破損した。

5. 支払いの対象とならない主な事故

この保険で支払いの対象とならない事故の主なものは、次のとおりです。

- ①故意に起こした事故
- ②地震・噴火・洪水・津波等の天災によって生じた事故
- ③戦争・暴動・騒じょう等による事故
- ④診断企業の使用人が業務中に被った事故
- ⑤外壁の補修・改修・取りこわし等の工事によって生じた事故
- ⑥診断企業が外壁診断中に起こした事故（ただし、外壁診断業保険に加入していれば保険の対象となります。）

など

6. 保険料相当額

年間保険料相当額は、別表に従って、平成28年1月から12月までの診断実績に応じて算定した額となります。

保険期間終了後に当年度の確定診断面積に基づく保険料相当額の確定精算は行いません。ただし、ご報告の診断面積と実際の診断面積に著しく乖離がある場合は、確定精算を行うことがあります。

7. 事故が起きた場合

この保険の支払いの対象となる事故が起きた場合には、施設所有者から診断企業にご連絡ください。

診断企業はBELCAへご連絡ください。

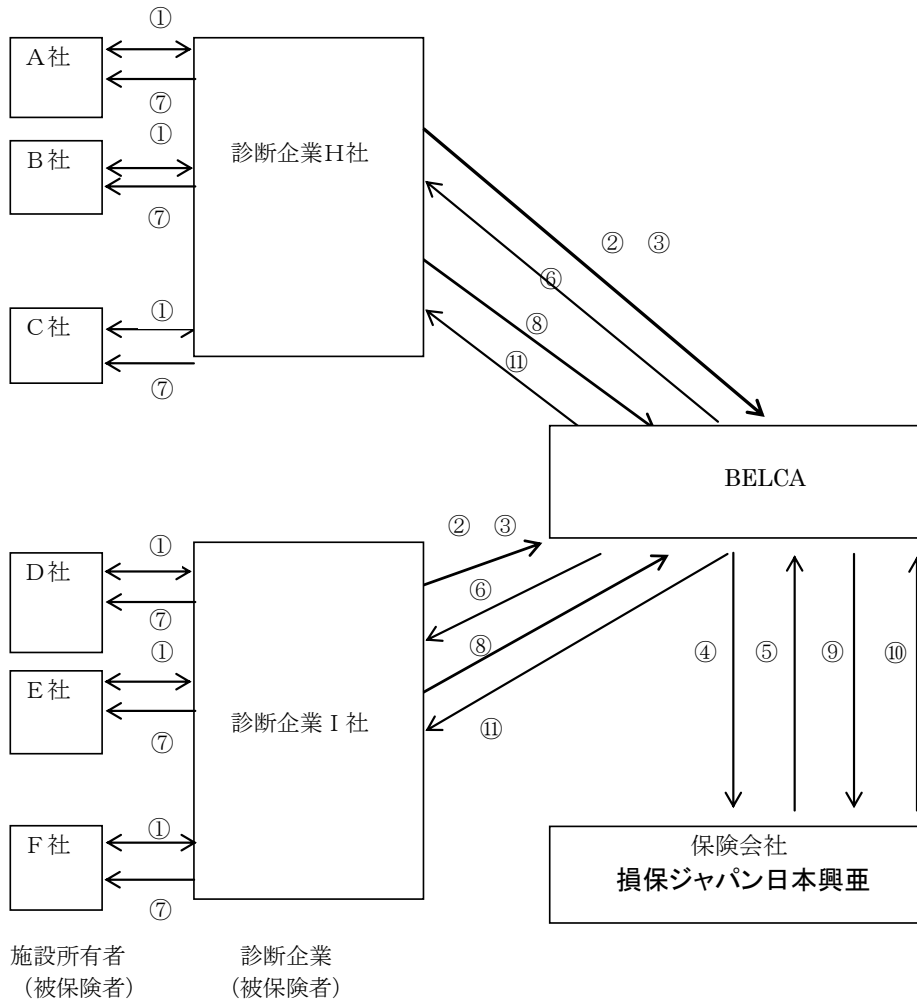
8. 外壁診断管理保険の手続

外壁診断管理保険は、BELCAが対象となる外壁を有する施設所有者とその外壁を診断する企業に代わって保険会社と契約します。

従って、各診断企業は個別に保険契約をする必要はなく、各診断企業毎にBELCAに対して所定の利用申込手続と所定の報告（BELCAへの診断実施の通知）を行なうだけで、保険制度に加入できます。

なお、この保険を引受ける保険会社は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社であり、契約、損害調査、保険金支払い等の一切の事務を行ないます。

9. 外壁診断管理保険にかかるフロー



- ①…診断契約（外壁診断管理保険は自動付帯）
- ②…保険利用申込み
- ③…保険料相当額の支払い
- ④…賠償責任保険加入申込書の提出・保険料の支払
- ⑤…保険証券の発行
- ⑥…加入証明書の発行
- ⑦…診断の実施・保険の対象である旨の通知
- ⑧…外壁診断通知書・確認書の送付
- ⑨…外壁診断通知書・確認書の提出（毎月）
- ⑩…外壁診断通知書・確認書の確認
- ⑪…外壁診断通知書・確認書の確認報告

別表

外壁診断管理保険

保険料相当額算定表

1年間、一時払

平成28年1月1日から平成28年12月31日までの外壁診断面積	平成29年度分の保険料相当額
0～2.5万㎡以内	16,270円
2.5万㎡超～5.0万㎡以内	32,540円
5.0万㎡超～7.5万㎡以内	48,810円
7.5万㎡超～10.0万㎡以内	65,080円
10.0万㎡超～12.5万㎡以内	81,350円
12.5万㎡超～15.0万㎡以内	97,620円
15.0万㎡超～17.5万㎡以内	113,890円
17.5万㎡超～20.0万㎡以内	130,160円
20.0万㎡超～22.5万㎡以内	146,430円
22.5万㎡超～25.0万㎡以内	162,700円
25.0万㎡超～27.5万㎡以内	178,970円
27.5万㎡超～30.0万㎡以内	195,240円
30.0万㎡超～32.5万㎡以内	211,510円
32.5万㎡超～35.0万㎡以内	227,780円
35.0万㎡超～37.5万㎡以内	244,050円
37.5万㎡超～40.0万㎡以内	260,320円
40.0万㎡超～42.5万㎡以内	276,590円
42.5万㎡超～45.0万㎡以内	292,860円
45.0万㎡超～47.5万㎡以内	309,130円
47.5万㎡超～50.0万㎡以内	325,400円
50.0万㎡超～52.5万㎡以内	341,670円
52.5万㎡超～55.0万㎡以内	357,940円
55.0万㎡超～57.5万㎡以内	374,210円
57.5万㎡超～60.0万㎡以内	390,480円
60.0万㎡超～62.5万㎡以内	406,750円
62.5万㎡超～65.0万㎡以内	423,020円
65.0万㎡超～67.5万㎡以内	439,290円
67.5万㎡超～70.0万㎡以内	455,560円
70.0万㎡超～72.5万㎡以内	471,830円
72.5万㎡超～75.0万㎡以内	488,100円
75.0万㎡超～77.5万㎡以内	504,370円
77.5万㎡超～80.0万㎡以内	520,640円
80.0万㎡超～82.5万㎡以内	536,910円
82.5万㎡超～85.0万㎡以内	553,180円
85.0万㎡超～87.5万㎡以内	569,450円
87.5万㎡超～90.0万㎡以内	585,720円
90.0万㎡超～92.5万㎡以内	601,990円
92.5万㎡超～95.0万㎡以内	618,260円
95.0万㎡超～97.5万㎡以内	634,530円
97.5万㎡超～100.0万㎡以内	650,800円
100.0万㎡超～102.5万㎡以内	667,070円
102.5万㎡超～105.0万㎡以内	683,340円
105.0万㎡超～107.5万㎡以内	699,610円
107.5万㎡超～110.0万㎡以内	715,880円

注) 診断面積110.0万㎡を越えた場合にはBELCAまでお問い合わせください。

2. 外壁診断業保険

—診断企業の安心のための保険—
(請負業者賠償責任保険)

外壁診断業保険

—診断企業の安心のための保険—

1. 外壁診断業保険の目的

この保険は、請負業者賠償責任保険であり、BELCA 会員の外壁診断業務に起因して偶発の事故が発生し、他人の身体の障害または財物の損壊が生じたことにより、診断企業自身が法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金を支払うものです。

2. 保険期間、保険責任期間、保険の対象、被保険者

- 1) 保険期間 … 平成 29 年 4 月 1 日午後 4 時から平成 30 年 4 月 1 日午後 4 時まで
- 2) 保険責任期間 … 保険期間内に開始した診断業務されたときに始まり、その外壁の補修が被保険者または他人により開始されたときまで
(ただし、診断が開始されたときから 2 年間を限度とします。)
- 3) 保険の対象 … BELCA 会員の診断企業が行うすべての外壁診断業務
- 4) 被保険者 … ①貴社（記名被保険者）②貴社の役員および使用人③貴社の下請負人④貴社の下請負人の役員および使用人

※②③④は貴社の業務に関するかぎりにおいて補償の対象（被保険者）となります。

3. 支払われる保険金

この保険では、主に以下のような費用に対する保険金をお支払いします。なお、身体（対人）賠償・財物（対物）賠償ともに自己負担額はありませぬ。ただし、事故の場合に支払われる保険金の限度額（支払限度額）は、身体（対人）賠償・財物（対物）賠償合算で 1 事故あたり 3 億円、BELCA 全体（期間中）で 10 億円が限度です。

- ①被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償等の損害賠償金
- ②被害者の財物の損害については時価額ベースでの修理費用・再調達費等
- ③被害者に対する応急手当・緊急措置等の損害防止軽減に必要な費用
- ④訴訟・仲裁・和解・または調停について損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出する費用 など

4. 支払いの対象となる事故の例

- ①外壁診断作業中に不注意により診断機器を落下させ、通行人を死傷させた。
- ②外壁診断のために足場を組んだが、足場が倒れ、通行中の自動車を破損した。

5. 支払いの対象とならない主な事故

この保険で支払いの対象とならない事故の主なものは、次のとおりです。

- ①故意に起こした事故
- ②地震・噴火・洪水・津波等の天災によって生じた事故
- ③戦争・暴動・騒じょう等による事故
- ④診断企業の使用人が業務中に被った事故 など

6. 年間保険料相当額

年間保険料相当額は、別表に従って、平成 28 年 1 月から 12 月までの診断請負金額に応じた額となります。

保険期間終了後に当年度の確定診断実績に基づく保険料相当額の確定精算は行いません。ただし、ご報告の診断請負金額と実際の診断請負金額に著しく乖離がある場合は、確定精算を行うことがあります。

7. 外壁診断業保険の手続

外壁診断業保険は、外壁診断管理保険と同様に BELCA が診断企業に代わって、保険会社と契約します。

従って、各診断企業は個別に保険契約をする必要は無く、各診断企業毎に BELCA に対して、所定の利用申込手続きと所定の報告（BELCA への診断実施の通知）を行なうだけで、保険制度に加入できます。

手続きのフローは「外壁診断管理保険」と同様ですので、外壁診断業保険と一緒にお申込みいただければ、手続きが一括して簡単に行えます。

なお、この保険を引受ける保険会社は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社であり、契約、損害調査、保険金支払い等の一切の事務を行いません。

別表

外壁診断業保険 保険料相当額算定表

1年間、一時払

平成28年1月1日から平成28年12月31日までの外壁診断面積	平成29年度分の保険料相当額
0～1,000万円以内	59,300円
1,000万円超～2,000万円以内	118,600円
2,000万円超～3,000万円以内	177,900円
3,000万円超～4,000万円以内	236,950円
4,000万円超～5,000万円以内	296,000円
5,000万円超～6,000万円以内	355,380円
6,000万円超～7,000万円以内	414,760円
7,000万円超～8,000万円以内	474,140円
8,000万円超～9,000万円以内	533,520円
9,000万円超～1億円以内	592,900円
1億円超～1億1,000万円以内	652,190円
1億1,000万円超～1億2,000万円以内	711,480円
1億2,000万円超～1億3,000万円以内	770,770円
1億3,000万円超～1億4,000万円以内	830,060円
1億4,000万円超～1億5,000万円以内	889,350円
1億5,000万円超～1億6,000万円以内	948,640円
1億6,000万円超～1億7,000万円以内	1,007,930円
1億7,000万円超～1億8,000万円以内	1,067,220円
1億8,000万円超～1億9,000万円以内	1,126,510円
1億9,000万円超～2億円以内	1,185,800円

2億円を超える場合にはBELCAまでお問い合わせください。

(付) 資 料 (保険のあらまし)

施設所有管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、被保険者が、施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>① 損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※ 損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎりあります。</p> <p>⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p style="text-align: center;">【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎりあります。</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりあります。</p> <p>⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p style="text-align: center;">【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>① 原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④ 専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 <p>⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。) ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など <p style="text-align: center;">【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</p> <p>① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任</p> <p>② 航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車を含みます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船・車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任</p> <p>③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>④ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任</p> <p>⑦ 支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>*事故が発生したときまたは事故の発生するおそれがあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するために遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（注）「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など <p>【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合）】</p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任（生産物または仕事の目的物の一部のかしによるその生産物または仕事の目的物の他の部分も含みます。）の賠償責任（その生産物もしくは仕事の目的物の使用不能または廃棄、修理、交換、取りこわしもしくは、解体による賠償責任を含みます。）</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任</p> <p>④支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 <p style="text-align: right;">など</p>

請負業者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎります。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパン日本興亜が支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超える範囲でお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</p> <p>① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者およびその被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任</p> <p>③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 （注）「管理財物」といい、以下のアからウに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 など <p>【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】</p> <p>① 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 <p>② 施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>③ 航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任</p> <p>④ 仕事の終了後（注1）または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任（注2） （注1）仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 （注2）被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任</p> <p>⑥じんあいはまたは騒音に起因する賠償責任</p> <p>⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

ご注意

その1

<p>●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。</p> <p>●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。</p> <p>●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。</p> <p>●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入後2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。また診断企業にはBELCAより加入証明書を発送します。</p> <p>●保険料をお支払いの際は、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を契約者宛に発行することによりしておりますので、お確かめください。なお、診断企業には損保ジャパン日本興亜から領収証は発行されませんのでご注意ください。</p> <p>●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。</p> <p>●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。</p> <p>補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。</p> <p>●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書または加入依頼書にてご確認ください。</p> <p>●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。</p>	<p>●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について</p> <p>営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。</p> <p>なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。</p> <p>①保険期間が1年以内のご契約 ②営業または事業のためのご契約 ③法人または社団・財団等が締結したご契約 ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約</p> <p>詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。</p> <p>●ご契約の際は、保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。</p> <p>●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。</p> <p>（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。</p> <p>●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書または加入依頼書等にてご確認ください。</p> <p>●この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は保険加入年度の前年の1月から12月における保険料算出基礎（診断外壁面積または売上高）となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。契約締結時の保険料算出の基礎数字となる保険加入年度前年の1月から12月の診断外壁面積または請負高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。</p> <p>●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。</p>
--	--

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

その2（ご加入にあたってのご注意）

<p>●告知義務（ご契約締結時における注意事項）</p> <p>（1）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。</p> <p>＜告知事項＞</p> <p>保険契約申込書および加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて</p> <p>（2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。</p> <p>（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。</p> <p>①記名被保険者 （追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）</p> <p>②業務内容</p> <p>③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項</p> <p>④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容</p> <p>⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項（生産物賠償責任保険の場合）</p>	<p>●通知義務（ご契約締結後における注意事項）</p> <p>（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。</p> <p>保険契約申込書および加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 （ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）</p> <p>（注）保険契約申込書または加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。</p> <p>（2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。</p> <p>ご契約者の住所などを変更される場合</p> <p>（3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。</p> <p>（4）重大事由による解除 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。</p>
---	---

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 - 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110

(受付時間：平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡下さい。

□指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜の間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [たぐやん] 0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

公益社団法人 ロングライフビル推進協会 (BELCA)

〒105-0013

東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル4F

TEL: 03-5408-9830

FAX: 03-5408-9840



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<p>引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発第一部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3322 FAX 03-6388-0155 (受付時間: 平日の午前9時から 午後5時まで)</p>	<p>お問い合わせ先 取扱代理店 ロングライフビル推進協会 〒105-0011 東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル4F TEL: 03-5408-9830 FAX: 03-5408-9840 (受付時間: 平日の午前9時から 午後5時まで)</p>
--	---

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。